（大阪府国民健康保険運営協議会条例　新旧対照表）

資料４－２

|  |  |
| --- | --- |
| 改正後 | 改正前 |
|  |  |
| （趣旨）  第一条　この条例は、国民健康保険法施行令（昭和三十三年政令第三百六十二号。以下「令」という。）第三条第五項の規定に基づき国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）第十一条第一項に規定する協議会として置かれる大阪府国民健康保険運営協議会（以下「協議会」という。）の委員の定数を定め、併せて委員の報酬及び費用弁償の額その他協議会に関し必要な事項を定めるものとする。  （委員の定数等）  第二条　協議会の委員の定数は、十五人とする。  ２　委員は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める人数を知事が任命する。  　一　被保険者を代表する者　四人  　二　保険医又は保険薬剤師（国民健康保険法第四十条第一項に規定する保険医又は保険薬剤師をいう。）を代表する者　四人  　三　公益を代表する者　四人  　四　被用者保険等保険者（令第三条第一項に規定する被用者保険等保険者をいう。）を代表する者　三人  （会議）  第三条　協議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。  ２　協議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。  ３　協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。  （報酬）  第四条　委員の報酬の額は、日額九千八百円とする。  ２　前項の報酬は、出席日数に応じて、その都度支給する。  ３　委員のうち府の経済に属する常勤の職員である者に対しては、報酬を支給しない。  （費用弁償）  第五条　委員の費用弁償の額は、職員の旅費に関する条例（昭和四十年大阪府条例第三十七号）による指定職等の職務にある者以外の者の額相当額とする。  ２　前項の費用弁償の支給についての路程は、住所地の市町村から起算する。  ３　前二項の規定にかかわらず、委員のうち府の経済に属する常勤の職員である者の費用弁償の額は、その者が当該職員として公務のため旅行した場合に支給される旅費相当額とする。  （支給方法）  第六条　委員の報酬及び費用弁償の支給方法に関し、この条例に定めがない事項については、常勤の職員の例による。  （委任）  第七条　この条例に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、知事が定める。  附　則  この条例は、公布の日から施行する。  　　　附　則  　この条例は、平成三十年四月一日から施行する。 | （設置）  第一条　持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第三十一号）附則第九条の規定に基づき、同法附則第七条の規定により府が定める都道府県国民健康保険運営方針その他の重要事項を審議させるため、大阪府国民健康保険運営協議会（以下「協議会」という。）を置く。  （組織）  第二条　協議会は、委員十五人をもって組織する。  ２　委員は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める人数を知事が任命する。  一　被保険者を代表する者　四人  二　保険医又は保険薬剤師（国民健康保険法  （昭和三十三年法律第百九十二号）第四十条  第一項に規定する保険医又は保険薬剤師を  いう。）を代表する者　四人  三　公益を代表する者　四人  四　被用者保険等保険者（国民健康保険法附則  第十条第一項に規定する被用者保険等保険  者をいう。）を代表する者　三人  ３　委員の任期は、平成三十年三月三十一日までとする。  （会長）  第三条　協議会に、会長を一人置き、公益を代表する者のうちから、全委員がこれを選挙する。  ２　会長に事故があるときは、前項の規定に準じて選挙された委員がその職務を代理する。  （会議）  第四条　協議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。  ２　協議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。  ３　協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。  （報酬）  第五条　委員の報酬の額は、日額九千八百円とする。  ２　前項の報酬は、出席日数に応じて、その都度支給する。  ３　委員のうち府の経済に属する常勤の職員である者に対しては、報酬を支給しない。  （費用弁償）  第六条　委員の費用弁償の額は、職員の旅費に関する条例（昭和四十年大阪府条例第三十七号）による指定職等の職務にある者以外の者の額相当額とする。  ２　前項の費用弁償の支給についての路程は、住所地の市町村から起算する。  ３　前二項の規定にかかわらず、委員のうち府の経済に属する常勤の職員である者の費用弁償の額は、その者が当該職員として公務のため旅行した場合に支給される旅費相当額とする。  （支給方法）  第七条　委員の報酬及び費用弁償の支給方法に関し、この条例に定めがない事項については、常勤の職員の例による。  （委任）  第八条　この条例に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、知事が定める。  附　則  この条例は、公布の日から施行する。 |
|  |  |